

人事労務担当者向け

2022 法改正に伴う 労務対策セミナー

2020年6月に先行して大企業を対象として施行された「労働施策総合推進法(通称:パワハラ防止法)」が、2022年4月からは中小企業も含めて完全義務化されました。テレワークの普及によってパワハラの実態が見えにくくなったり、コミュニケーションの変化による新たなハラスメントも発生しつつあるなか、企業は対策として何を講じるべきなのか。パワハラの実態や定義や指導との違い、企業が取らなければならないことなどについて、解説します。また、本年10月から産後パパ育休が創設されるなど育児介護休業法も改正され、実務面が複雑になります。人事労務担当者向けのセミナーですので是非ご参加をお願いします。

- ◇開催日時 令和4年10月25日(火)
18:30~20:30
- ◇場 所 湖西市商工会 2F 会議室
- ◇受講料 無料
- ◇申込み方法
下記お申込み用紙にご記載の上、FAXまたは
直接電話でお申込みください。
- ◇申込み期限 令和4年10月20日(木)
- ◇お問合せ・お申込み 事務局
担当 二橋
(Tel: 576-0637、Fax576-3981)

《講師》

社会保険労務士法人ローム湖西

社会保険労務士 **上本舞子氏**

講座内容

- 一部:パワハラ防止法のポイント
- 二部:育児介護休業法改正について
- 三部:最近の労務トラブル事例
- 質疑応答

「2022 法改正に伴う労務対策セミナー」参加申込書

湖西市商工会総務課 行 (FAX: 576-3981)

事業所名			
参加者名		業 種	
T E L		F A X	

※今回取得した個人情報は本セミナーの運営にのみ使用し、その他の目的で利用致しません。

湖西市商工会